

令和2年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業

Ⅱ.設備単位

補助対象設備 製品型番登録要領

2020年5月

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| 1. 全体概要 | | |
| 1-1 はじめに | | 2 |
| 1-2 製品型番登録の目的 | | 2 |
| 2. 製品型番登録の概要 | | |
| 2-1 製品型番登録対象となる設備区分 | | 3 |
| 2-2 製品型番登録を行う者の条件 | | 3 |
| 2-3 製品型番登録スケジュール | | 3 |
| 2-4 製品型番登録の流れ | | 4 |
| 3. 申請書類一覧及び申請書類の提出 | | |
| 3-1 申請に必要な書類 | | 5 |
| 3-2 申請書類の作成 | | 6 |
| 3-3 申請書類の提出 | | 8 |
| 3-4 問い合わせ先 | | 8 |
| 4. 製品型番登録に関する注意事項 | | 9 |
| 5. 補助対象設備登録申請書 | | 10 |
| 6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表 | | 11 |

1. 全体概要

1-1. はじめに

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)は、令和2年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業(以下、「本事業」という)の執行団体です。

この登録要領では、本事業における設備単位において、メーカー等の事業者(以下、「製造事業者」という)が、SIIが定める基準値を満たした製品を登録するために必要な手続きや申請時の注意事項等を記載しています。審査が完了した補助対象設備については、間接補助事業者が補助金の交付申請を行うためにSIIが提供する申請用ポータル(以下「補助事業ポータル」という)に補助対象設備として、製品名や型番等を登録します。

<参考>

・本事業における設備単位の省エネルギー設備導入事業の概要

以下に記載された設備区分に該当し、SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有する設備に更新する事業

- | | | |
|----------|-----------------|----------|
| ・ 高効率空調 | ・ 産業ヒートポンプ | ・ 業務用給湯器 |
| ・ 高性能ボイラ | ・ 高効率コージェネレーション | ・ 低炭素工業炉 |
| ・ 変圧器 | ・ 冷凍冷蔵設備 | ・ 産業用モータ |

1-2. 製品型番登録の目的

本事業における補助対象設備の製品型番登録は、補助金の申請者が補助事業ポータルを利用して、正確に補助対象設備の製品型番を選択し、設備情報を登録する際の手続きの負担を大幅に軽減することを目的としています。製造事業者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、上記の目的をご理解いただき、対象となる製品型番の登録をお願いします。

2. 製品型番登録の概要

2-1. 製品型番登録対象となる設備区分

製品型番登録の対象となる設備は、SIIが定める基準値を満たす以下の設備区分の製品に限ります。SIIの定める基準値は、11ページ以降の「6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表」を参照してください。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| ・ 高効率空調 | ・ 業務用給湯器 | ・ 高性能ボイラ |
| ・ 変圧器 | ・ 冷凍冷蔵設備 | ・ 産業用モータ |

【注意事項】

平成31年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業、及び平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金において、既に製造事業者としての申請手続きを完了している場合は追加での申請手続きを行う必要はございません。

2-2. 製品型番登録を行う者の条件

製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を満たす者に限ります。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)。
- ③ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

2-3. 製品型番登録スケジュール

製品型番登録は通年で受け付け、SIIにて確認を終えたものが、補助事業ポータルへ順次登録されます。

| 受付開始日 | 登録完了時期 |
|--------------|---------------------|
| 2020年5月8日(金) | SIIが受け付けた日から約10営業日後 |

※ 登録完了までの日数は目安です。申請時期や内容により日数が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

【注意事項】

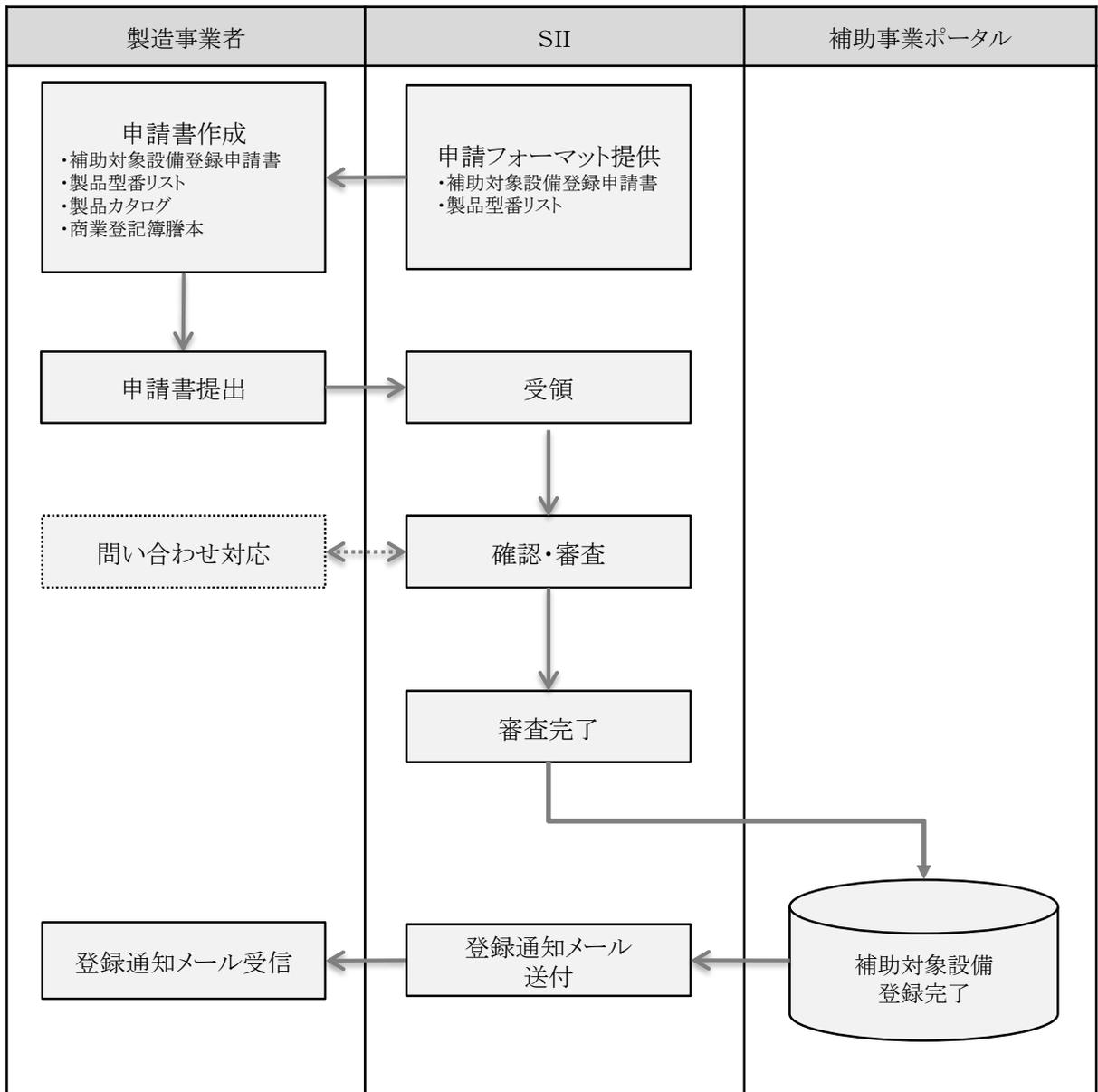
本事業において登録された製品型番については、同一の省エネルギー性能の基準値を設ける他の事業でも活用する場合がありますので、予めご了承ください。

2. 製品型番登録の概要

2-4. 製品型番登録の流れ

- 製品型番登録を希望する製造事業者は、SIIのHPにて登録手続きに必要なフォーマットを入手し、必要事項を入力してください。
- その他の必要書類と合わせて、SIIへ提出してください。
- 必要書類の詳細は、次ページ「3-1. 申請に必要な書類」を参照してください。
- SIIは、申請された製品型番が基準値を満たしているか、審査します。
- SIIは、審査の結果、基準を満たしていることが確認できた製品型番を、本事業の補助事業ポータルに登録します。
- SIIは、補助事業ポータル登録完了後に、製造事業者へ登録通知メールを送付します。

(参考)製品型番登録申請から登録完了までの流れ(イメージ)



3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-1. 申請に必要な書類

製品型番登録の申請に必要な書類は、以下の通りです。

| No. | 書類名 | 書式 | | 提出時の ファイル 形式 | 備考 |
|-----|-------------|-------------|----------------|--------------------|---|
| 1 | 補助対象設備登録申請書 | SII 指定書式 | HPより ダウンロード | PDF | 設備区分ごとに初回登録時のみ提出。 |
| 2 | 製品型番リスト | SII 指定書式 | HPより ダウンロード | Excel | 新製品等の追加登録の際は、新しい登録フォーマットに必要な事項を入力し提出。 |
| 3 | 製品カタログ | - | - | PDF | 登録申請する製品の性能値・能力値が確認できるカタログを提出。 |
| 4 | 商業登記簿謄本 | - | - | PDF | 初回登録時のみ提出。 発行から6か月以内の商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書、又は現在事項 全部証明書)を取得し、PDFデータ化し て提出。 |

※「No. 2 製品型番リスト」は対象設備／種別ごとに指定書式が異なります。詳細は、「製品型番リストフォーマット」を参照ください。

※上記書類について、SIIより確認のための問い合わせや追加書類の提出を求める場合があります。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-2. 申請書類の作成

1. 補助対象設備登録申請書

- 申請書をSIIのホームページよりダウンロードしてください。
- フォーマットは10ページの「5. 補助対象設備登録申請書」を参照してください。
- フォーマットの入力例を参考に、必要事項を入力して、申請書を作成してください。

2. 製品型番リスト

- 製品型番リストをSIIのホームページよりダウンロードしてください。
- フォーマットの入力例を参考に、必要事項を入力して、製品型番リストを作成してください。

【製品型番リスト作成のイメージ】

The image shows a screenshot of a web-based application for creating a product type list. The interface includes a header section with a green box labeled "申請内容最終チェック欄" (Final check of application content) and a main table area. The table has several columns, with a blue box labeled "製品型番の入力欄" (Product type number input field) highlighting the first few columns and a red box labeled "性能値・能力値の入力欄" (Performance and capacity value input field) highlighting the last few columns. The table contains various input fields and dropdown menus for product details.

●製品型番の入力欄(青枠)

- 種別
- メーカー
- 製品名
- 型番
- 構成機器の型番

●性能値・能力値の入力欄(赤枠)

- 性能値
- 能力値

※入力内容が、基準を満たさない場合、行全体が赤くなります。

※性能値、及び能力値は、製品カタログに記載されている値を入力してください。

●申請内容最終チェック欄(緑枠)

- 内容の確認のうえ、チェックを選択してください。

※プルダウン選択

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

【製品型番リスト入力時の注意事項】

(前ページからの続き)

- ① 同一の製品・性能を示す型番に枝型番がある場合は、製品型番リストに入力する際に、枝型番にあたる文字列を一律「■」(全角黒四角1文字)で置き換えて入力することも可能です。
※ 枝型番にあたる文字列が2文字以上であっても、「■」(1文字)を入力してください。

<枝型番の置き換え例>

- カタログ記載の型番 : XYZ-123 FL

同一の製品・性能を示す型番部分

枝型番部分

- 製品型番リストに入力する型番 : XYZ-123■

- ② 以下のような間違いやすいケースに注意し、正確に型番を入力してください。

<間違いやすい文字や数字の例>

- 「1」(数字のイチ) と 「l」(英語小文字のエル) と 「I」(英語大文字のアイ)
「0」(数字のゼロ) と 「O」(英語大文字のオー) と 「o」(英語小文字のオー)

3. 製品カタログ

製品型番リストに記載した製品の性能値・能力値が確認できるカタログを以下いずれかの方法で提出してください。

- PDFデータで提出
- カatalogの全ページを一括でダウンロード可能なWEBページのURLで提出

4. 商業登記簿謄本

発行から6か月以内の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書)を取得し、PDFデータ化して提出してください。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-3. 申請書類の提出

申請書類は、以下内容でメールにてSIIへ提出してください。なお、原本の郵送は不要です。

| | |
|--------|---|
| メール宛先 | st-kataban@sii.or.jp |
| メール件名 | 【製品型番登録】申請書類の提出（製造事業者名） |
| 添付ファイル | 1. 補助対象設備登録申請書(PDFファイル) 2. 製品型番リスト(Excelファイル) 3. 製品カタログ(PDFファイル) 4. 商業登記簿謄本(PDFファイル) |

※メール件名が上記と異なる場合、正しく受付されない可能性がありますので、ご注意ください。

※「2.製品型番リスト」の入力内容に不備等がある場合は、製品の登録が遅れたり、登録できないことがありますので、ご注意ください。

※「3. 製品カタログ」のデータ容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用の上、提出してください。

※2回目以降の追加製品型番登録については、メール件名を【製品型番登録】追加登録(製造事業者名)とし、「2. 製品型番リスト」を添付の上、申請してください。

3-4. 問い合わせ先

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 製品型番登録担当 TEL :03-5565-3840 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00) MAIL : st-kataban@sii.or.jp |
|--------|---|

※お問い合わせ時には、「製品型番登録について」と電話対応者にお伝えください。

※通話料が発生しますので、ご注意ください。

※本事業の製品型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品型番の登録を行う製造事業者は、以下の点にご注意ください。補助対象設備登録申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 製品型番登録の申請の際は、間違いが無いよう十分注意すること。万一、間違いが見つかった場合は、各社の責任で対応を行うこととする。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時に販売していること。
3. 申請された内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、SIIの指示に従うこと。
4. 対象外の製品型番が補助対象設備であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
5. 本事業で定める製品型番登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性、及び性能についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した製造事業者が責任を負うこと。
6. SIIは、必要に応じて製造事業者への立入検査ができる。製造事業者は、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果に応じ、SIIはその製造事業者の登録製品型番を対象外とする場合がある。
7. 製品型番登録の申請を行った製造事業者は、製品型番登録の申請書類全てについて、本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても、閲覧や提出に協力できること。
8. 製品型番登録を行う製造事業者において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該製造事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
9. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品型番及び関連資料の提出を命じ、製造事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
10. 前項により製造事業者に不正行為があったと認められたときは、製品型番の登録を取消すとともに、製造事業者の名称及びその内容を公表する場合がある。
11. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合は、その事業者の製品型番を全て登録対象外とする場合がある。
12. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、SIIは製造事業者に対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
13. 製造元、輸入元等と製品の登録申請を行う製造事業者との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
14. 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、製品型番等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
15. 登録した製品型番は、SIIが他の補助事業を行う際においても利用する場合がある。

5. 補助対象設備登録申請書

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

西暦 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住所
会社名
代表者名



令和2年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業
II. 設備単位 補助対象設備登録申請書

令和2年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業における補助対象設備登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブに提出するに当たって、『令和2年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業 II. 設備単位 補助対象設備製品型番登録要領』の定めるところに従うことを承知のうえ、申請します。

*: 入力必須項目

| | | | | |
|---------|------------|----|------------|----|
| 製造事業者情報 | 会社情報 | | | |
| | 会社名カナ(*) | | | |
| | 会社名(*) | | | |
| | 会社法人等番号(*) | | 代表電話番号(*) | |
| | 連絡先 (管理担当) | | | |
| | 郵便番号(*) | | | |
| | 住所(*) | | | |
| | 部署名(*) | | | |
| | 役職 | | | |
| | 氏名カナ(*) | セイ | | メイ |
| | 氏名(*) | 姓 | | 名 |
| | 電話番号(*) | | 電話番号 (内線) | |
| | 携帯電話番号 | | メールアドレス(*) | |

| 登録希望設備(*) | Check | 登録希望設備(*) | Check |
|----------------------|-------|-----------------------|-------|
| 高効率空調 (電気式パッケージエアコン) | | 変圧器 | |
| 高効率空調 (ガスヒートポンプエアコン) | | 冷凍冷蔵設備 (冷凍冷蔵庫) | |
| 高効率空調 (チリングユニット) | | 冷凍冷蔵設備 (冷凍機内蔵形ショーケース) | |
| 高効率空調 (吸収式冷凍機) | | 冷凍冷蔵設備 (コンデンシングユニット) | |
| 高効率空調 (ターボ冷凍機) | | 冷凍冷蔵設備 (冷凍冷蔵ユニット) | |
| 業務用給湯器 | | 産業用モータ | |
| 高性能ボイラ | | | |

SII用 製造事業者管理番号

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

①高効率空調

➤ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|-------------------------------|---|
| 1-1.電気式パッケージエアコン (業務用エアコン) | 室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、分岐管、アクティブフィルタ、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット |
| 1-2.ガスヒートポンプエアコン ※1 | 室外機、室内機、リモコン、パネル、分岐管、全熱交換器、防振架台、架台、高性能フィルタ、防雪フード、凍結防止ヒーター、ドレンアップキット、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー) |
| 1-3.チリングユニット | チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) |
| 1-4.吸収式冷凍機 | 吸収式冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク、払出ポンプ、ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) |
| 1-5.ターボ冷凍機 | ターボ冷凍機本体、リモコン、防振架台、架台、全熱交換器、エアハンドリングユニット(AHU)、ファンコイルユニット(FCU)、冷温水ポンプ、冷却塔(冷却水ポンプ含む) 【固定速機】電動機盤 【インバータ機】高圧インバータ盤、低圧インバータ盤、低圧インバータ用トランス盤 |

※1 GHPチラーは水熱交換ユニットを含めて本体とし、対象範囲はGHP及びチリングユニットに準じて適用する。

<備考>

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

※ 基準値については次ページを参照。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(1/3)

| 種別 | 性能区分 | | 基準値 | |
|---------------------------|---|----------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| | | | APF | |
| 1-1.電気式パッケージエアコン(業務用エアコン) | 店舗用 (複数組み合わせ形の もの及び下記以外の もの) | 4方向カセット形 | 3.6kW未満 | 6.0 以上 |
| | | | 3.6kW以上 10.0kW未満 | $6.0-0.083 \times$ (A-3.6) 以上 |
| | | | 10.0kW以上 20.0kW未満 | $6.0-0.12 \times$ (A-10) 以上 |
| | | | 20.0kW以上 28.0kW以下 | $5.1-0.060 \times$ (A-20) 以上 |
| | | 4方向カセット形 以外 | 3.6kW未満 | 5.1 以上 |
| | | | 3.6kW以上 10.0kW未満 | $5.1-0.083 \times$ (A-3.6) 以上 |
| | | | 10.0kW以上 20.0kW未満 | $5.1-0.10 \times$ (A-10) 以上 |
| | | | 20.0kW以上 28.0kW以下 | $4.3-0.050 \times$ (A-20) 以上 |
| | ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個 別制御するもの) | 10.0kW未満 | 5.7 以上 | |
| | | 10.0kW以上 20.0kW未満 | $5.7-0.11 \times$ (A-10) 以上 | |
| | | 20.0kW以上 40.0kW未満 | $5.7-0.065 \times$ (A-20) 以上 | |
| | | 40.0kW以上 50.4kW以下 | $4.8-0.040 \times$ (A-40) 以上 | |
| | 設備用 (室内機が床置きでダクト 接続形のもの及びこ れに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」と は、吹き出し口にダクトを接 続するものをいう。 | 直吹き形 | 20kW未満 | 4.9 以上 |
| | | | 20.0kW以上 28.0kW以下 | 4.9 以上 |
| ダクト形 | | 20kW未満 | 4.7 以上 | |
| | | 20.0kW以上 28.0kW以下 | 4.7 以上 | |

<備考>

1. 基準値の計算式にある「A」は冷房能力(単位 キロワット)を表す。
 2. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用: 0.8、ビル用: 0.7、設備用: 0.7)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。
 3. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
 4. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
- その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

■その他注意事項

- APF2006が基準値を満たしていること。
- 室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。
- 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。
- 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|------------------|----------------------|---------|
| | | APFp |
| 1-2.ガスヒートポンプエアコン | 冷房能力が7.1kW超 28kW未満 | 1.07 以上 |
| | 冷房能力が28kW以上 35.5kW未満 | 1.22 以上 |
| | 冷房能力が35.5kW以上 45kW未満 | 1.37 以上 |
| | 冷房能力が45kW以上 56kW未満 | 1.59 以上 |
| | 冷房能力が56kW以上 | 1.70 以上 |

<備考>

1. 期間成績係数(APFp)については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。
3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。
4. GHPチラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量(高位発熱量基準)で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

■その他の注意事項

- APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと(GHPチラーを除く)。

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|--------------|--------|-----------|
| 1-3.チリングユニット | 空冷式 ※1 | 3.0 以上 ※1 |
| | 水冷式 ※2 | 3.3 以上 ※2 |

<備考>

- ※1 冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。
- ※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.3以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|------------|----------------------|----------|
| 1-4.吸収式冷凍機 | 吸収冷凍機 | 1.2以上 ※1 |
| | 吸収冷温水機 | 1.1以上 ※2 |
| | 廃熱投入型吸収式冷凍機(ジェネリンク) | 1.2以上 ※3 |
| | 廃熱投入型吸収式冷温水機(ジェネリンク) | 1.1以上 ※4 |

<備考>

- ※1 空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(JIS B8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.2以上のものに限る。
- ※2 空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。
- ※3 冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するものうち、定格消費熱電効率が1.2以上のものに限る。
- ※4 冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.1以上のものに限る。

■その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準を満たすこと。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

▶ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|------------|------|---------|
| 1-5.ターボ冷凍機 | - | 5.0以上 ※ |

<備考>

※ 空調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が5.0以上のものに限る。

■ その他の注意事項

- 空調以外の目的で使用する場合も、空調の温度条件(JIS等)で計算した性能値が基準値を超えること。
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

② 業務用給湯器

▶ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|---------------------|---|
| 2-1.業務用ヒートポンプ給湯器 | ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、搬送・循環ポンプ、高調波対策盤(高効率コンバータ盤)、センサ配線セット、入水管セット(タンクとの接続)、設置台、再加熱ヒートポンプ |
| 2-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) | 給湯器本体、リモコン(連結配管含む)、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)、配管キット、減圧弁・加圧逃し弁、排気カバー(吸排気部材含む)、配管カバー、設置台・部材(壁掛け用部材含む)、排気筒、循環ポンプ、LPG・LNGバルク設備(貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー)、液体燃料設備(貯槽、ポンプ含む)、再加熱ヒートポンプ |

▶ 対象設備の基準値

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|---------------------------|------|----------|
| 2-1.業務用ヒートポンプ給湯器 ※1 | - | 3.0以上 ※1 |
| 2-2.潜熱回収型給湯器(ガス・石油) ※2 | - | 94%以上 ※2 |

<備考>

※1 高効率ヒートポンプ式給湯機(業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、定格加熱能力を定格消費電力で除して得た数値が3.0以上のものに限る。)

※2 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準)であること。

※ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプユニットと潜熱回収型給湯器で構成されているもの)については、業務用ヒートポンプ給湯器と潜熱回収型給湯器それぞれの基準を満たしていること。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

③高性能ボイラ

➤ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|-----------|---|
| 3-1.蒸気ボイラ | ボイラ本体（給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブロー弁、節炭器、空気予熱器を含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、ドレン回収装置、給水加温ヒートポンプ |
| 3-2.温水ボイラ | ボイラ本体（循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む）、給水・給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）、LPG・LNGバルク設備（貯槽タンク・払出ポンプ・ベーパーライザー）、液体燃料設備（貯槽、ポンプ含む）、排気筒、循環ポンプ、水処理装置（薬注装置・軟水装置等）、台数制御装置、給水加温ヒートポンプ |

➤ 対象設備の基準値

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|--------------|------|----------|
| | | ボイラ効率 |
| 3-1.蒸気ボイラ ※1 | - | 95%以上 ※1 |
| 3-2.温水ボイラ ※2 | - | 95%以上 ※2 |

<備考>

※1 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

※2 ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラ — 熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。又は、JIS B 8417真空式温水発生機とJIS B 8418無圧式温水発生機における熱効率の算定方式の入出熱法又は熱損失法に準じて算出された熱効率が95%以上(低位発熱量基準)であること。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

④変圧器

➤ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|-------------|-------|
| 4-1.油入変圧器 | 変圧器本体 |
| 4-2.モールド変圧器 | |

➤ 対象設備の基準値

| 種別 | 性能区分 | | | 基準値 |
|-------------------------------------|------|------|----------|----------------------------|
| | | | | エネルギー消費効率 |
| 4-1.油入変圧器 ※絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。 | 単相 | 50Hz | 500kVA以下 | $11.2 \times S^{0.732}$ 以下 |
| | | 60Hz | 500kVA以下 | $11.1 \times S^{0.725}$ 以下 |
| | 三相 | 50Hz | 500kVA以下 | $16.6 \times S^{0.696}$ 以下 |
| | | | 500kVA超 | $11.1 \times S^{0.809}$ 以下 |
| | | 60Hz | 500kVA以下 | $17.3 \times S^{0.678}$ 以下 |
| | | | 500kVA超 | $11.7 \times S^{0.790}$ 以下 |
| 4-2.モールド変圧器 ※樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。 | 単相 | 50Hz | 500kVA以下 | $16.9 \times S^{0.674}$ 以下 |
| | | 60Hz | 500kVA以下 | $15.2 \times S^{0.691}$ 以下 |
| | 三相 | 50Hz | 500kVA以下 | $23.9 \times S^{0.659}$ 以下 |
| | | | 500kVA超 | $22.7 \times S^{0.718}$ 以下 |
| | | 60Hz | 500kVA以下 | $22.3 \times S^{0.674}$ 以下 |
| | | | 500kVA超 | $19.4 \times S^{0.737}$ 以下 |

<備考>

- 定格一次電圧が600Vを超え、7,000V以下のものであって、かつ、交流の回路を使用する変圧器。ただし、以下のものを除く。
①絶縁材料としてガスを使用するもの、②H種絶縁材料を使用するもの、③スコット結線変圧器、④3以上の巻線を有するもの、⑤柱上変圧器、⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの、⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2,000kVAを超えるもの、⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの、⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの、⑩風冷式又は水冷式のもの。
- エネルギー消費効率については、JIS C 4304及びJIS C 4306に規定する測定方法により測定した無負荷損(W)及び負荷損(W)から得られる全損失(W)とする。
- JIS C 4304 及びJIS C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、表内の区分ごとに油入変圧器は1.10を、モールド変圧器は1.05を、それぞれ算定式に乗じた値を目標基準値とする。
- エネルギー消費効率の計算式にある「S」は定格容量(単位 キロボルトアンペア)を表す。

その他、詳細はトップランナー制度「変圧器 目標年度が2014年度以降の各年度のもの」に準ずる。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑤ 冷凍冷蔵設備

➤ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|------------------|--|
| 5-1.電気冷蔵庫 | 冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体 |
| 5-2.電気冷凍庫 | 冷凍庫本体 |
| 5-3.冷凍機内蔵形ショーケース | ショーケース本体 |
| 5-4.コンデンシングユニット | コンデンシングユニット本体(圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む)、 冷凍機別置型ショーケース、クーリングコイル(ユニットクーラ) |
| 5-5.冷凍冷蔵ユニット | クーリングユニット本体(庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む) |

<備考>

1. 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。
2. コンデンシングユニット本体の更新を伴わない、冷凍機別置型ショーケースもしくは付帯設備のみの更新は補助対象外とする。

➤ 対象設備の基準値(1/3)

| 種別 | 性能区分 | | | 基準値 |
|-----------|--------------|--------|-----------------|---------------|
| | | | | 2016年省エネ基準達成率 |
| 5-1.電気冷蔵庫 | 冷蔵庫 | 縦型 ※1 | インバータ制御 電動機有 | 100%以上 |
| | | | インバータ制御 電動機無 | 100%以上 |
| | | 横型 ※2 | 100%以上 | |
| | 冷凍冷蔵庫 | 縦型 | 100%以上 | |
| | | 横型 | 100%以上 | |
| 5-2.電気冷凍庫 | 縦型 | 100%以上 | | |
| | 横型 | 100%以上 | | |
| | チェストフリーザー ※3 | 100%以上 | | |
| | 冷凍ストッカー ※4 | 100%以上 | | |

<備考>

- ※1 「縦型」とは、JIS B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位 ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。
- ※2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000 ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。
- ※3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- ※4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

その他、詳細はトップランナー制度「電気冷蔵庫 目標年度が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷蔵庫】」、「電気冷凍庫 目標年度 が2016年度以降の各年度のもの【業務用冷凍庫】」に準ずる。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑤冷凍冷蔵設備

▶ 対象設備の基準値(2/3)

(つづき)

| 種別 | 性能区分 | | | | | 基準値 | | | | |
|------------------|----------|-------------------|-----|----|---------|--------|---------------|---------|--------|--------|
| | 外気の遮断 | 形状 | 温度帯 | | 冷却方式 | 扉の形態 | 2020年省エネ基準達成率 | | | |
| 5-3.冷凍機内蔵形ショーケース | クローズドタイプ | 箱形 | 冷蔵 | | 冷気強制循環形 | スイング※3 | 100%以上 | | | |
| | | 四面・五面ガラス式 | | | | スイング※3 | | 100%以上 | | |
| | | リーチイン(冷凍機が下置きのもの) | | | | スライド※4 | 100%以上 | | | |
| | | | | | | スイング※3 | 100%以上 | | | |
| | | ガラストップ式 | | | | 冷凍 | | 冷気自然対流形 | スライド※4 | 100%以上 |
| | | | | | | | | 冷気強制循環形 | | 100%以上 |
| | オープンタイプ | 多段形(天井吹出形)(薄形)※1 | 冷蔵 | | 冷気強制循環形 | 中温 | 100%以上 | | | |
| | | | | | | 高温 | 100%以上 | | | |
| | | | | | | 低温 | 100%以上 | | | |
| | | | | | | 中温 | 100%以上 | | | |
| 平形(片面)※2 | | 冷凍 | | 低温 | | 100%以上 | | | | |
| | | | | 中温 | | 100%以上 | | | | |

<備考>

※1「薄形」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。

※2「片面」とは、JIS B8631—1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

※3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。

※4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

その他、詳細はトップランナー制度「ショーケース(目標年度が2020年度以降の各年度のものを)」に準ずる。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑤ 冷凍冷蔵設備

▶ 対象設備の基準値(3/3)

(つづき)

| 種別 | 性能区分 | 基準値 |
|--------------------|--------------|---------|
| | 蒸発温度/庫内温度 ※2 | 成績係数 ※3 |
| 5-4.コンデンシングユニット ※1 | 蒸発温度 -10℃ | 1.33以上 |
| | 蒸発温度 -40℃ | 0.57以上 |
| 5-5.冷凍冷蔵ユニット ※1 | 庫内温度 5℃ | 1.23以上 |
| | 庫内温度 0℃ | 1.17以上 |
| | 庫内温度 -20℃ | 0.62以上 |
| | 庫内温度 -25℃ | 0.60以上 |

<備考>

※1 JIS B 8623:2002における試験方法で規定もしくは測定された、容積形圧縮機と水冷式又は空冷式(リモート式を含む)凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式又は、5段階以上の容量制御が可能であること。

※2 複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。

※3 各蒸発温度(吸い込み圧力に対する飽和温度)又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。

6. 補助対象設備区分と設備区分ごとに定める基準表

⑥産業用モータ

➤ 対象範囲

| 種別 | 対象範囲 |
|--|--|
| 6-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ ポンプ・圧縮機・送風機) | 産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機本体、高調波対策盤、 インバータ制御盤 |

➤ 対象設備の基準値

| 種別 | 性能区分 | 基準値 | | | |
|--|-----------|--------|-------|-------|-------|
| | | 2極 | 4極 | 6極 | |
| 6-1.産業用モータ (産業用モータ単体・ ポンプ・圧縮機・送風機) | 60Hz | 0.75kW | 77.0% | 85.5% | 82.5% |
| | | 1.1kW | 84.0% | 86.5% | 87.5% |
| | | 1.5kW | 85.5% | 86.5% | 88.5% |
| | | 2.2kW | 86.5% | 89.5% | 89.5% |
| | | 3.7kW | 88.5% | 89.5% | 89.5% |
| | | 5.5kW | 89.5% | 91.7% | 91.0% |
| | | 7.5kW | 90.2% | 91.7% | 91.0% |
| | | 11kW | 91.0% | 92.4% | 91.7% |
| | | 15kW | 91.0% | 93.0% | 91.7% |
| | | 18.5kW | 91.7% | 93.6% | 93.0% |
| | | 22kW | 91.7% | 93.6% | 93.0% |
| | | 30kW | 92.4% | 94.1% | 94.1% |
| | | 37kW | 93.0% | 94.5% | 94.1% |
| | | 45kW | 93.6% | 95.0% | 94.5% |
| | | 55kW | 93.6% | 95.4% | 94.5% |
| | | 75kW | 94.1% | 95.4% | 95.0% |
| | | 90kW | 95.0% | 95.4% | 95.0% |
| | | 110kW | 95.0% | 95.8% | 95.8% |
| | 150kW | 95.4% | 96.2% | 95.8% | |
| | 185~375kW | 95.8% | 96.2% | 95.8% | |
| | 50Hz | 0.75kW | 80.7% | 82.5% | 78.9% |
| | | 1.1kW | 82.7% | 84.1% | 81.0% |
| | | 1.5kW | 84.2% | 85.3% | 82.5% |
| | | 2.2kW | 85.9% | 86.7% | 84.3% |
| | | 3kW | 87.1% | 87.7% | 85.6% |
| | | 3.7kW | 87.8% | 88.4% | 86.5% |
| | | 4kW | 88.1% | 88.6% | 86.8% |
| | | 5.5kW | 89.2% | 89.6% | 88.0% |
| | | 7.5kW | 90.1% | 90.4% | 89.1% |
| | | 11kW | 91.2% | 91.4% | 90.3% |
| | | 15kW | 91.9% | 92.1% | 91.2% |
| | | 18.5kW | 92.4% | 92.6% | 91.7% |
| | | 22kW | 92.7% | 93.0% | 92.2% |
| | | 30kW | 93.3% | 93.6% | 92.9% |
| 37kW | | 93.7% | 93.9% | 93.3% | |
| 45kW | | 94.0% | 94.2% | 93.7% | |
| 55kW | 94.3% | 94.6% | 94.1% | | |
| 75kW | 94.7% | 95.0% | 94.6% | | |
| 90kW | 95.0% | 95.2% | 94.9% | | |
| 110kW | 95.2% | 95.4% | 95.1% | | |
| 132kW | 95.4% | 95.6% | 95.4% | | |
| 160kW | 95.6% | 95.8% | 95.6% | | |
| 200~375kW | 95.8% | 96.0% | 95.8% | | |

<備考>

1. 基準値は、JIS C 4034-2-1に規定する方法により測定した数値を用い、出力(入力ー全損失)を入力(W)で除した数値(%)とする。
2. IECが定めたIE4(スーパープレミアム効率グレード)相当のモータは、基準を満たしている場合は対象とする。
3. 3定格(6定格)を含む場合の200V/60Hz(400V/60Hz)については、トップランナー基準を満たしていれば、IE3相当とみなし、補助対象とする。

その他、詳細はトップランナー制度「産業用モータ 目標年度が2015年度以降の各年度のもの」に準ずる。



製品型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和2年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業

製品型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3840

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

st-kataban@sii.or.jp

ホームページ:<https://sii.or.jp/>